力爭作、是以未經幾時、而宮室悉成、故於今稱聖帝也、

〔古事記下仁德〕於是天皇登高山、見四方之國、詔之、於國中烟不發、國皆貧窮、故自今至三年、悉除人民之課役、是以大殿破壞、悉雖雨漏、都勿修理、以椶受其漏雨、遷避于不漏處、後見國中、於國滿烟、故爲人民富、今科課役、是以百姓之榮、不苦役使、故稱其御世、謂聖帝之世也、

〔古事記傳三十五〕聖帝二字を比士理と訓べし、日知の意なり、但し此は皇國の元よりの稱には非じ、上卷に聖神と云あれど、其は借字なり、聖字に就て設けたる訓なるべし、○註略其は漢籍に聖人と云者の德をほめて、日月に譬へたることあるを取て、日の如くして、天下を知しめすと云意なるべし、○註略されば天皇を賛奉て日知と申すは、此天皇より始まれる事にて、漢國の例に倣へる稱なり、

〔神皇正統記繼體〕武烈かくれたまふて、皇胤たえにしかば、群臣うれへなげきて、國々にめぐりちかき皇胤をもとめたてまつりけるに、この天皇○繼體王者の大度まして、潛龍のいきほひ、世にきこえたまひけるにや、群臣相議つて、むかへたてまつる、みたびまで謙讓したまひけれど、つゐに位に卽きたまふ、○中略まことに賢王にましく、き、

〔日本書紀十七繼體〕元年正月甲子、大伴大連、金村大連、更籌議曰、男大迹王、○繼體性慈仁孝順、可承天緒、冀慇懃勸進紹隆帝業矣、物部麤鹿火大連、許勢男人大臣等僉曰、妙簡枝孫賢者、唯男大迹王也、

〔神皇正統記光孝〕今の光孝、また昭宣公○藤原基經のえらびにて、立たまふといへども、仁明の太子文德の御ながれなりしかど、陽成惡王にて、去りぞけられたまひしに、仁明第二の御子にて、去かも賢才。諸親王にすぐれましく、ければ、うたがひなき天命とこそ、見えはむべれ、

〔古事談一王道后宮〕延喜聖主、臨時奉幣之日、出御南殿、本自有風、把笏著靴、欲拜之間、風彌猛、御屏風殆可顚倒、被仰云、穴見苦ノ風ヤ、奉拜神之時、何有此風哉云々、卽刻風氣俄止云云、

〔古今著聞集七能書〕延喜の聖主、醍醐寺を御建立の時、道風朝臣に額書參らすべき由仰られて、額二